

## 収入申告書は提出しましたか？

7月28日の提出期限は過ぎていますので、収入申告書を提出されていない方は  
 県営住宅収納課(048-829-2876)まで大至急ご連絡ください。

県営住宅の家賃は世帯の収入  
 に応じて決まりますので、入居さ  
 れている方は世帯全員の収入を  
 申告していただく必要があります。



埼玉県マスコット「コバトン」  
 「さいたまっち」

収入申告書を提出しない、提出したが書類  
 が足りない場合は、近隣民間賃貸住宅相当  
 額(近傍同種の住宅の家賃)をお支払い  
 いただくこととなりますので、必要書類を確  
 認のうえ漏れのないように提出してくださ  
 い。

## 家賃支払は支払期限内に！ 『当月分は当月支払いが必須です』

家賃を3ヶ月以上滞納した場合は住宅を明け渡さないといけないことが埼玉県県  
 営住宅条例で決められています。家賃は必ず支払期限内に払いましょう。

### 金融機関



家賃のお支払いは  
**安心・確実・便利な  
 口座振替をご利用ください。**

現在口座振替が停止してい  
 る方は、再開ができる場合が  
 あります。県営住宅収納課ま  
 でご相談ください。

| 家賃納入月   | 引落日           | 家賃納入月  | 引落日          |
|---------|---------------|--------|--------------|
| 令和5年10月 | 令和5年10月30日(月) | 令和6年1月 | 令和6年1月30日(火) |
| 11月     | 11月29日(水)     | 2月     | 2月28日(水)     |
| 12月     | 12月29日(金)     | 3月     | 3月29日(金)     |

## 「住まいのしおり」をご活用ください

「住まいのしおり」は、県営住宅にご入居の際にお渡し  
 しています。お住まいの皆さんが団地の中で快適に過ごす  
 ために知っていただきたいこと、守っていただきたいことを  
 簡単に解説したものです。目につきやすいところにおいて、  
 随時活用してください。

また、法令及び条例等の改正により変更になる場合が  
 あります。最新版を公社ホームページの「県営住宅にお  
 住まいの方」に掲載しています。



# 県営住宅だより

令和5年10月号  
 NO.124



## 埼玉県住宅供給公社

### 【営業時間】

午前8:30～午後5:15 (土日祝日及び12月29日から1月3日を除く)

〒330-8516 さいたま市浦和区仲町 3-12-10

### 公営住宅部

(県営住宅課) TEL048-829-2875 (県営住宅収納課) TEL048-829-2876  
 (県営住宅課駐車場担当) TEL048-829-2864

### 技術部

(公営住宅技術課) TEL048-829-0081

大宮支所 〒330-0805 さいたま市大宮区寿能町2-131 TEL048-645-1772  
 川越支所 〒350-1101 川越市的場2218-4ベルアート301号室 TEL049-227-6408  
 熊谷支所 〒360-0826 熊谷市赤城町1-147-2 TEL048-524-7963  
 岩槻支所 〒339-0007 さいたま市岩槻区諏訪3-3 TEL048-794-7146

### 【営業時間外・夜間及び休業日の緊急修繕に関するお問合せ】

漏水・断水・汚水管の逆流など、緊急時の連絡は「緊急受付センター」となります。  
 修繕の箇所や内容によっては、入居者のご負担となりますので、予めご承知おきくだ  
 さい。

### 緊急受付センター

TEL 048-829-2890





## 防災訓練 ～大宮東宮下（中層）自治会～

先日大宮東宮下住宅自治会から防災訓練実施の報告がありました。実際に消火器を使っての消火活動や炊き出しを行うなど、本番を想定し多くの入居者の皆さんが参加されたそうです。防災訓練当日の様子を自治会長に伺いました。



防災訓練の様子



コロナ禍で防災訓練を実施できない年もありましたが、昨年からは再び実施し今回は96名の方が参加されました。

当日は消防署から5名の職員にお越しいただき、ご指導のもと消火器を使った消火訓練を実践したり、災害時用のアルファ米で炊き出しを行い参加した皆さんに配布しました。

いざという時に自分の身は自分で守ることが非常に大切なので、今後も継続して訓練を行ってまいります。

自治会長より

## 防災（防火）訓練の助成金が出ます！



防災（防火）訓練は万が一の非常事態に備えて大切な役割を果たしています。毎年実施する必要があります。**助成制度**をぜひ活用し訓練を実施してください。

<助成制度とは>

訓練等に要した費用の一部を自治会に対し助成します。（上限50,000円/年1回迄）軽微な訓練でも助成の対象となります。

## ベランダや窓からの転落事故に注意しましょう

近年、共同住宅の窓やベランダ等から子どもが転落し、死亡する事故が多発しています。これから涼しくなってくると窓を開けることが多くなりますので、より注意をはらい事故を防ぎましょう。

- ★ 子どもが勝手に窓を開けたり、ベランダに出たりしないように、窓には子どもの手の届かない位置に補助錠を付ける。
- ★ 窓やベランダの手すり付近に足場になるようなものを置かない。
- ★ 窓、網戸、ベランダの手すり等に劣化がないか定期的に点検する。
- ★ 小さな子どもだけを家に残して外出しない。
- ★ 窓を開けた部屋やベランダでは小さな子どもだけで遊ばせない。



## 自治会の見守りサポーター登録受付中

見守りサポーターとは、県営住宅等に定期的に来訪される事業者及び団地自治会等のなかで、入居者の方の「見守り」についてボランティアによる共助の取組に賛同いただいた事業者等を登録するものです。サポーターの皆様の心掛けにより大切な命を救うことができます。登録をご希望される自治会は、管轄支所へご連絡ください。※すでに約2/3の自治会にご登録いただいております。



埼玉県マスコット「コバトン」

## 台風や集中豪雨に備えましょう

台風や大雨は、毎年大きな災害をもたらします。警報などの防災気象情報を利用して、被害を未然に防いだり、軽減することが可能です。テレビやラジオなどの気象情報に十分注意し、台風や大雨の危険が近づいているというニュースや気象情報を見たり聞いたりしたら、災害への備えをもう一度確認しましょう。

### ●風水害から身を守るための3つのポイント

風水害は地震と違い、予測できる災害です。早めに行動すれば、被害を減らすことができます。



1. 事前の確認 2. 情報入手 3. 早めに避難する

1. 市町村が作成するハザードマップを事前に確認し、自分の身の回りに起こりやすい災害リスクを確認しましょう。
2. 気象情報や避難情報が避難の準備や避難所等へ移動するタイミングを決める目安となります。情報の入手方法（防災無線、県ホームページ等）も決めておきましょう。
3. ハザードマップを確認し、早めに避難する場所を想定しておきましょう。

【埼玉県防災ポータルサイト】

このサイトでは、県内緊急情報をお知らせしています。また、災害情報で避難所などを確認できます。



## 食料・飲料等の備蓄は十分ですか？

電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に備えて、普段から飲料水や保存の効く食料などを備蓄しておきましょう。

★防災のために特別なものを用意するのではなく、できるだけ、普段の生活の中で利用されている食品等を備えるようにしましょう。

- (例) ・飲料水 3日分(1人1日3リットルが目安)  
・非常食 3日分の食料として、ご飯(アルファ米など)、ビスケット、板チョコ、乾パンなど  
・トイレトーパー、ティッシュペーパー・マッチ、ろうそく・カセットコンロ など



## 同居承認申請をお忘れなく！

入居の際に同居が認められていない者を同居させようとする場合は事前に同居承認申請が必要です。あらかじめ承認を得ずに同居させている場合(無断同居)は、認められない場合があります。

※ 同居承認については、原則として「配偶者又は1親等の血族もしくは姻族」ですが、名義人の病気等必要な場合は、5年以内の期限付で同居が承認される場合もありますので、詳しくは当公社管轄の支所へお問い合わせください。



## 共益費の支払いは、皆さんの義務です



共益費とは街路灯、廊下灯、給水施設及び浄化槽、エレベーターなどの共同施設の維持管理費であり、入居するすべての方に支払い義務があります。自治会等が主体となり運営することで民間の住宅よりも共益費が安価に抑えられていますので、平等に負担していただく必要があります。共益費は決められた日までにおさめていただくようご協力をお願いいたします。